

秋田市医師会ニュース

発行 一般社団法人 秋田市医師会

新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)について

11月15日に国のワクチン分科会が開催され、標記接種について、以下の方針が示されました。(資料は本会会員専用ホームページに掲載)

対象者	感染拡大防止及び重症化予防の観点から、1回目・2回目の接種が完了していない者への接種機会の提供を継続するとともに、2回接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供する。ただし、18歳以上の者に対する追加接種としてファイザー社製ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、まずは18歳以上の者を予防接種法上の特例臨時接種に位置づける。重症化リスクの高い者、重症化リスクの高い者と接触の多い者、職業上の理由等によりウイルス暴露リスクの高い者については、特に追加接種を推奨する。
使用するワクチン	追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン(ファイザー社製ワクチン又はモデルナ社製ワクチン)を用いることが適当。
2回目接種完了からの接種間隔	2回目接種完了から原則8ヶ月以上とする。

また、小児(5歳~11歳)の新型コロナワクチンの接種については、小児の感染状況、諸外国の対応状況及び小児に対するワクチンの有効性・安全性を整理した上で、議論するとしております。特例臨時接種の期間は、現行の期間(令和4年2月28日まで)を延長し、令和4年9月30日までとしております。

国の方針を踏まえ、本会では秋田市と協議しながら2回目接種完了から8ヶ月が経過する医療従事者への3回目接種(令和4年1月中・下旬から2月末くらい)を検討しております。方針が整い次第、ご案内させていただきます。

秋田市の現在(11月21日時点)の新型コロナワクチン接種状況(12歳以上の人口に対して)
1回目接種完了 246,044人 87.1% ・ 2回目接種完了 229,556人 接種率 81.2%

【 会員の受賞 】

- ★ 令和3年度 公益財団法人 母子衛生研究会 母子保健奨励賞 受賞 ★
秋田赤十字病院 産科 部長 佐藤 朗 先生
- ★ 令和3年度 秋田県環境・保健事業功労表彰(知事表彰) 受賞 ★
秋田赤十字病院 第一麻酔科 部長 磯崎 健一 先生
- ★ 令和3年度 秋田県医師会 医学奨励賞 受賞 ★
秋田厚生医療センター 救急・総合診療部/循環器内科 齊藤 崇 先生

社保コーナー

「B001.9 外来栄養食事指導料」について

理事 藤枝 信夫

今回は「B001.9 外来栄養食事指導料」について見直します。

B001.9 外来栄養食事指導料

イ 外来栄養食事指導料 1		ロ 外来栄養食事指導料 2	
(1) 初回 (30分以上)	260点	(1) 初回 (30分以上)	250点
(2) 2回目以降 (20分以上)		(2) 2回目以降 (20分以上)	190点
①対面で行った場合	200点		
②情報通信機器を用いた場合	180点		

「イ」は、自院の管理栄養士が医師の指示に基づき指導を行った場合で、初回の指導を行った月にあつては月2回、その他の月にあつては月1回算定できる。

「ロ」は、自院以外の管理栄養士が医師の指示に基づき指導を行った場合で、診療所に限る。

(1) 対象となる患者

厚生労働大臣が定める特別食を、保健医療機関の医師が必要と認めた者、または、以下の①②③のいずれかに該当する者

①がん患者、②摂食機能または嚥下機能が低下した患者、③低栄養状態にある患者

(2) 対象となる管理栄養士

- ・ 外来栄養食事指導料1、2ともに、管理栄養士は常勤、非常勤は問いません。
- ・ 「ロ」に関しては、他医療機関または都道府県の栄養士会が設置・運営を行う「栄養ケア・ステーション」の管理栄養士でも可。

(3) 指導記録について

- ・ 外来栄養食事指導料1、2ともに、管理栄養士は患者ごとに栄養指導記録を作成し、指導内容の要点を明記する。

指導時間は、〇〇：〇〇～〇〇：〇〇と表記する。

なお、令和2年度の改定で、医師の管理栄養士への指示は従来通り必要だが、具体的に詳細な指示事項の診療録への記載規定はなくなった。



(4) 「イ」の情報通信機器を用いた場合

- ・ 「情報通信機器」に規定はありません。
- ・ 電話等の指導も可能です。メールは不可です。電話等であっても、指導時間は20分以上行うこと。
- ・ 情報通信機器を用いる場合、初回の栄養指導は、必ず対面にて行うこと。

具体的には、

- ① 事前に「対面による指導」と「電話等による指導」を組み合わせた実施計画書を作成する。
- ② 計画に基づいて指導を実施する。

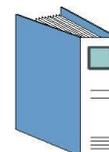
- ③ 外来受診時に受診結果を基に指導計画を見直す。
- ・ 電話等や情報通信機器等に要する費用は、療養の給付とは直接関係ないサービスの費用として、別途実費徴収することが出来ます。徴収した場合の領収書は、他の費用と区別した内容（実費請求項目別）が分かる明記が必要です。

(5) 注意点

患者の個人情報や情報通信機器等の画面上で取り扱う場合には、患者の同意を得る事。
また、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。

【 受理文書 】 周知文書等について

本会ホームページの会員専用ページに周知依頼のあった受理文書(下記は抜粋)を随時掲載しておりますので、適宜ご参照くださいますようお願いいたします。



《新型コロナワクチン関係 最新情報》 (抜粋掲載)

第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会－資料
新型コロナ予防接種の間違い防止について (通知)
「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver4.0」について

《会員用文書情報》 (抜粋掲載)

R3. 11. 16－インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動等に係る全国的な動向調査研究に対する協力について
R3. 11. 12－移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について
R3. 11. 9－医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所等への抗原キット配布事業において配布した抗原検査キットに関する自主回収のお知らせ
R3. 11. 5－「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.0版」
R3. 11. 2－結核医療の基準の一部改正について
R3. 11. 1－新型コロナウイルス感染症に係る検査並びにワクチン及び治療薬の治験体制整備のための医療法上の取扱いについて
R3. 11. 1－新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の継続実施について
R3. 11. 1－「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の周知について
R3. 10. 29－オンライン資格確認導入関係広報文書の送付について (連絡)
R3. 10. 28－「オンライン資格確認」本格運用開始について
R3. 10. 27－現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について
R3. 10. 27－「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」の一部改正について
R3. 10. 25－医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知について
R3. 10. 22－新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その62)
R3. 10. 21－「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の一部改正について

- 【閲覧手順】 ① 本会ホームページ <http://www.acma.or.jp> 画面右下の会員専用ログインをクリック。 ID akita05 パスワード psd600
- ② 新型コロナワクチン関係 または 会員用文書情報 を クリック

【12月行事予定】

2(木)	第5回理事会運営会議(18:30)	14(火)	第1回介護保険・高齢者対策委員会 (18:30)
6(月)	第9回会報編集委員会(18:45)	17(金)	第1回乳がん検診委員会(19:00)
7(火)	第1回肺がん検診委員会(18:30)	23(木)	第17回理事会 (18:30 秋田キャッスルホテル)
9(木)	第16回理事会(18:30)		

【会員の異動】

区分	氏名	前勤務先等	異動先等	所属班
退会	八木英一	秋田赤十字病院	R3.10.31	赤十字病院班
〃	田所学	外旭川病院	R3.10.31	泉外旭川班
〃	黒沢諒	秋田回生会病院	R3.10.31	牛島仁井田班
異動	原田忠	中通総合病院	R3.11.1 清和病院	手形班
入会	池田史佳(※)	市立秋田総合病院	R3.11.1 市立秋田総合病院	市立病院班

(※)：準会員

居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション をご利用下さい！！

- 「通院するのが難しくなってきたので、在宅介護を考えている」
- 「介護認定を受けたけど、その後の手続きはどうすれば？」

患者さんやそのご家族から、こんな質問はございませんか？

秋田市医師会居宅介護支援事業所並びに訪問看護ステーションでは、知識と経験を持ったスタッフが、利用者およびかかりつけ医と市町村、各サービス提供機関と連携を取りながら、利用者さんの状態に合わせた看護・介護サービスを提供しております。

ケアマネ、看護師、理学療法士により様々なニーズに応じていきます。

ご利用をお考えの方がおりましたら、ぜひご紹介くださいますようお願いいたします。ご不明な点はお電話いただければお答えいたします。



■受付時間 月～金 午前9時～午後5時

居宅介護支援事業所

電話 **896-7707**
FAX **896-7708**

訪問看護ステーション

電話 **864-1551**
FAX **896-7708**

※時間外でも24時間連絡体制あり